

一般国道19号瑞浪恵那道路

環境影響評価方法書

(案)

【修正部分のみ】

岐 阜 県

第1章 対象道路事業の名称

一般国道19号 瑞浪恵那道路

第2章 対象道路事業の目的及び内容

第1節 対象道路事業の目的

一般国道19号は愛知県名古屋市を起点とし、岐阜県内の東濃地方を通過し、木曾谷を経て長野県長野市に至る延長約270kmの主要幹線道路であり、東濃地域の5市（多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市）を東西に結び、地域内及び名古屋圏との文化・経済・物流を支え、また災害時の緊急輸送路として重要な役割を果たしている道路です。

岐阜県内の一般国道19号においては、4車線化の事業が進められているものの瑞浪市、恵那市間は2車線であり、渋滞、交通事故、騒音による沿道環境の悪化などの課題を抱えています。

このような背景から、**瑞浪恵那**道路の整備により、渋滞、交通事故等の交通課題の解消や地域間交通の円滑化を図り、地域間交流の促進による地域経済の発展や生活圏域の拡大など地域の活性化に寄与することを目的としています。

第2節 対象道路事業の内容

1. 対象道路事業の種類

一般国道の改築

2. 対象道路事業実施区域の位置

1) 位置

対象道路事業実施区域の位置は図3.2.1及び図3.2.2に示すとおりです。

2) 事業区間

起点：岐阜県瑞浪市土岐町

終点：岐阜県恵那市長島町

3) 通過する行政区

岐阜県瑞浪市、岐阜県恵那市

3. 対象道路事業の規模

延長：約12.5km

4. 対象道路事業に係る道路の車線の数

車線数：4車線

5. 対象道路事業に係る道路の設計速度

設計速度：60km/h

6. 対象道路事業に係る道路の区分等

区分：第3種第2級

7 . その他の事業の内容に関する事項

1) 道路構造の種類

対象道路の道路構造は、盛土・切土及び橋梁・高架で計画されています。

2) 休憩施設の有無

本対象道路事業においては、休憩施設の設置の計画はありません。

3) インターチェンジ等の位置

本対象道路事業においては、インターチェンジ及びジャンクション等の連結施設の計画はありません。

4) 対象道路事業の経緯

事業計画策定にあたっては、計画段階から住民の意見を把握し計画への意見反映を行う取り組みとして、有識者と地元代表で構成する「瑞浪・恵那間の道を考える懇談会」（平成14年3月から平成16年10月の間に6回開催）を設立し、現状の課題、道路の必要性など総合的に検討が行われました。その結果、「瑞浪～恵那間には、国道19号の他にもう1本別の新たな道路が必要」とされ、現状の課題である渋滞の緩和、交通事故の軽減や生活環境、自然環境、歴史的施設、公共施設、集落への影響等を勘案し、環境への負荷の少ない現一般国道19号の南側を通過する「新たな道路のルート帯」が懇談会で検討され提言をいただきました。

この懇談会の結果を踏まえ、必要な調査を実施し自然環境、土地利用、経済性等を総合的に検討し、ルート帯を決定しました。

(3) 地下水の利用の状況

対象区域では地下水を利用した上水道はありません。

対象市における工業用水の水源別用水量は、表4.2.9に示すとおり、瑞浪市では903 m³、恵那市では40,620 m³の総用水量を使用しており、そのうち瑞浪市では67 m³、恵那市では1,277 m³の地下水（井戸）を工業用水として利用しています。

表4.2.9 工業用水の水源別用水量

単位：m³/日

行政区分	総用水量	井戸水
瑞浪市	903	67
恵那市	40,620	1,277
対象市 合計	41,523	1,344
岐阜県	1,089,146	549,553

注) 従業員が30人以上の事業所が対象

出典：平成19年工業統計調査報告書（平成21年 岐阜県総合企画部編）

また、対象区域における地下水(井戸)の利用状況を表4.2.10に、位置図を前掲の図4.1.14に示します。対象区域には、生活用、農業用、工業用、都市用の井戸があります。

なお、対象道路事業実施区域は、これらの井戸を通過しません。

表4.2.10 地下水(井戸)の利用の状況

番号	所在地	使用目的	揚水量(m ³ /日)
1	釜戸町	生活用	52
2	長島中野町	生活用	58
3	長島町永田字羽白	農業用	-
4	大井町字大林	工業用	241
5	大井町	都市用	24
6	大井町	生活用	24

注) 番号は図4.1.13と対応しています。

出典：全国地下水資料台帳（平成13年調査）（国土交通省ホームページ）

表5.2.1 環境影響評価の項目及び選定の理由

影響要因の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目設定の理由
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	水底の掘削等	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工用道路等の設置	道路（盛土・切土）の存在	道路（橋梁・高架）の存在	
環境要素の区分	大気環境	大気質	粉じん等								〔工事〕対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粉じん等による影響が考えられます。
			二酸化窒素（NO ₂ ）								〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在し、自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素による影響が考えられます。
			浮遊粒子状物質（SPM）								
		騒音	騒音								〔工事〕〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられます。
		振動	振動								〔工事〕〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する振動による影響が考えられます。
	低周波音	低周波音									〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在し、橋梁若しくは高架の区間において、自動車の走行に伴い発生する低周波音による影響が考えられます。
	水環境	水質	水の濁り								〔工事〕対象道路事業実施区域及びその周辺には河川等の公共用水域が存在し、工事の実施に伴う工事施工ヤードや工用道路の設置、切土工等により影響を及ぼす可能性が考えられます。
土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質								〔工事〕〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に重要な地質が存在し、工事施工ヤードの設置、工用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。	
	その他の環境要素	日照障害								〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在し、橋梁若しくは高架の区間において、道路の存在による影響が考えられます。	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地								〔工事〕〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に重要な種の生息が確認されており、建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。	
	植物	重要な種及び群落								〔工事〕〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に重要な種の生育が確認されており、工事施工ヤードの設置、工用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。	
	生態系	地域を特徴づける生態系								〔工事〕〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に動植物の生息・生育環境が確認されており、工事施工ヤードの設置、工用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観								〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に主要な眺望点及び景観資源が存在し、道路の存在による影響が考えられます。	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場								〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に主要な触れ合いの活動の場が存在し、道路の存在による影響が考えられます。	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物								〔工事〕切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生し、事業実施区域外に搬出される建設副産物による影響が考えられます。	

注1) 項目選定を示す記号の意味は以下の通りです。

○：国土交通省令に示されている参考項目、△：国土交通省令に示されていない参考項目以外の項目

注2) 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいいます。

注3) 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいいます。

注4) 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいいます。

注5) 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいいます。

注6) 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいいます。

注7) 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいいます。

注8) 「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいいます。

注9) 「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいいます。

表5.3.1(10) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水質	水の濁り	<p>工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、切土工等）</p>	<p>対象道路は、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。</p> <p>工事中の工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、切土工等に伴い発生する水の濁りによる影響が考えられます。</p>	<p>対象道路事業実施区域及びその周辺には木曾川水系の田違川や、庄内川水系の庄内川（土岐川）、佐々良木川、藤川等が存在します。</p> <p>また、これらの河川は漁業権が設定されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域の分布の状況 ・公共用水域における降雨量、水質その他の水に係る環境の状況 ・水道施設等の利水の状況、水産業の利用の状況、河川環境の整備と保全の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。</p> <p>現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に規定される測定方法 ・「水質調査方法」（昭和46年環水管第30号）に規定される測定方法 <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路の設置を予定している水域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、調査地域において水象の状況を適切に把握できる地点とします。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度として、原則として、月1回、1年以上とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置により生じる水の濁りの程度について、類似事例の引用又は解析により行います。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りの影響を受ける水域の範囲とします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りが影響を与える時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に規定する「環境基準」と調査及び予測結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。</p>

表5.3.1(13) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施 (建設機械の稼働)	建設機械の稼働に伴う騒音により、重要な種等への著しい影響が考えられます。	対象道路事業実施区域及びその周辺には、哺乳類ではカモシカやモモンガ等10種、鳥類ではチュウサギやオオタカ、サシバ等41種、爬虫類ではイシガメとスッポンの3種、両生類ではオオサンショウウオやイモリ等9種、魚類ではネコギギやメダカ等16種、昆虫類ではタガメやギフチョウ、オオムラサキ等25種、貝類ではオオタニシやタカビキ等11種、合計115種の重要な動物が生息する可能性があります。	1. 調査の手法 建設機械の稼働により発生する騒音が、その影響を受けやすい重要な種等に対して、著しい影響を及ぼすおそれのある場合は、騒音について調査します。	1. 予測の手法 建設機械の稼働により発生する騒音が、その影響を受けやすい重要な種等に対して、著しい影響を及ぼすおそれのある場合は、その影響の程度を類似事例を参考に予測します。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置並びに道路の存在に係る動物への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法及び専門家等による技術的助言を参考に選定しました。
		工事の実施 (工事施工ヤード及び工事用道路等の設置)	工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。	1. 調査すべき情報 ・動物相の状況(哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫類、底生動物、陸産・淡水産貝類、十脚甲殻類) ・重要な種等の状況(生態、分布、生息状況、生息環境) 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査については、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫類、底生動物などの各々の種に適した手法を選定し、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取により行います。 (現地調査方法例) 哺乳類：直接観察、フィールドサイン法、トラップによる捕獲 鳥類：直接観察、ラインセンサス法、定点観察法 両性・爬虫類：直接観察 魚類：直接観察及び採取 昆虫類：直接観察及び採取、ライトトラップ法、ベイトトラップ法 底生動物：直接観察及び採取、コドラート法 3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象道路事業実施区域及びその端部から250m程度の範囲とします。ただし、行動圏が特に広い重要な種等については、必要に応じ適宜拡大します。	1. 予測の基本的な手法 重要な種等の生息地が消失・縮小の程度や重要な種等の移動経路が分断される程度を把握し、それらの影響が重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大となるおそれのある時期とします。			
		土地又は工作物の存在及び供用 (道路の存在)	道路の存在により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。	4. 調査地点 調査地点は、調査地域に生息するまたは生息する可能性のある動物の生態等を踏まえ、生息状況及び生息環境を適切に把握できる地点または経路とします。 5. 調査期間等 調査期間は、春夏秋冬の4季実施することを基本とし、調査地域に生息する動物を確認しやすい時期とします。				

表5.3.1 (17) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）	道路の存在により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。	対象道路事業実施区域及びその周辺には、東海自然歩道や中山道、桜百選の園等の主要な人と自然との触れ合いの活動の場があります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。</p> <p>現地調査は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の状況について写真撮影を行うとともに、活動内容を把握します。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、対象道路が人と自然との触れ合いの活動の場の利用性の変化や快適性の変化を生じさせる範囲（対象道路事業実施区域及びその端部から500m程度の範囲）において、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在する地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を適切に把握できる地点とします。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況を踏まえ、それらを適切に把握できる期間、時期及び時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変の程度や利用性・快適性の変化の程度を把握します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変や利用性・快適性の変化が生じる地域とします。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、対象道路事業の完成時において、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を明らかにする上で必要な時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>道路の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法及び専門家等による技術的助言を参考に選定しました。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）	切土工等又は既存の工作物の除去による立木の伐採等に係る廃棄物等による影響が考えられます。	対象地域には、産業廃棄物処理施設の中間処理施設が24箇所、最終処分施設が2箇所あります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリートやアスファルトコンクリートの既存の工作物、建設発生木材の分布状況 再資源化施設、中間処理施設の立地状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>調査は文献調査及び現地調査を基本とし、必要に応じて聞き取り調査を行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、廃棄物等が発生する対象事業実施区域を基本とする。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う副産物の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、対象道路事業実施区域とします。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、対象事業の工事期間とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>土工等又は既存の工作物の除去及び立木の伐採等に係る廃棄物等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法及び専門家等による技術的助言を参考に選定しました。